

令和3年10月18日



一般社団法人 日本スイミングクラブ協会

「JSCAガイドライン」2021年10月改訂について

令和3年10月1日、政府は新型コロナウイルス対応で、19都道府県に発出した「緊急事態宣言」と8県に適用していた「まん延防止等重点措置」のすべてを解除しました。実に約半年ぶりで、全国で緊急事態宣言と重点措置が発動されていない平常の状態に戻りましたが、第6波に対する懸念も大きく、アルコールの提供や有観客のイベント開催など社会的経済活動は、当面、段階的な緩和措置に移行することとなります。

第5波のピークは、全国で過去最多の25,851人の新規感染者数を記録した8月20日でしたが、その後、新規感染者数は順調に減少を続け、今回の全面解除に至りました。第5波の新型コロナウイルス感染の急激な拡大は、感染力の強い「デルタ株」等の変異株による感染の急増が指摘されています。高齢者の感染者数はワクチン接種が進み減少傾向が続いていますが、若年層や小児に新規感染者の増加傾向がみられ、新たにワクチン接種済者の「ブレイクスルー感染」が各地で相次ぎ、感染拡大が懸念されています。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室では、すべての業種に対して「変異株に対応するための感染対策」を徹底するよう、「業種別ガイドライン」の見直し・訂正を求めました。JSCAガイドラインも当該経緯を踏まえ、経産省及びコロナ対策室の有識者や専門家の指導のもと、別添HP掲載のとおりガイドラインの改訂を行いました。

今回、コロナ対策室が求めた改訂の主な内容は以下の2点です。

- ①マスクは不織布マスクを用い、正しいマスク着用を徹底する。
- ②出勤後に体調が悪い従業員が見出された場合、医療用「新型コロナウイルス抗原簡易迅速診断検査キット」を、各事業所において活用することを考慮する。

その他、変異株に対応するための感染対策といっても特に目新しい対策はありません。今まで通りの感染防止対策【マスク・手洗い・消毒・換気・3密回避】をより徹底して行うことこそが肝要です。

各事業所におきましては「JSCAガイドライン」の遵守と、変異株の拡大を踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染のそれぞれの経路に応じた感染防止策に努めてください。

以上